

家具転倒防止器具等の 無料支給・取り付け

7月1日から、家具転倒防止器具等の無料支給・取り付けの申請受付を行います。

地震の際の家具類の転倒・落下防止は、自分の身を守るだけでなく、被害を免れた方が、他の方を助ける側になることも期待されます。

この機会にぜひお申し込みください。

対象世帯 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯

※当事業または高齢者、障害者を対象とした同様の事業により、すでに支給を受けたことのある世帯は除く

▼立川断層が推定されるライン周辺の地域および立川断層帯地震の際に、震度6強以上が想定される地域のうち、次の対象地域に住所を有する世帯

▽対象地域：駒木町2・3丁目、長淵1・5・8・9丁目、友田町、千ヶ瀬町1・3丁目、吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺、畑中3丁目、和田町、富岡、小曾木1・2・4・5丁目、成木1・2丁目、東青梅、師岡町、新町、末広町、河辺町、藤橋、今井

※丁目表示のない地域は、全域が対象です。▼満65歳以上の方のみ

世帯または身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方がいる世帯

※要件に該当する方が医療機関に入院または施設等に入所している場合は、対象とならないことがあります。詳しくはお問い合わせください。

支給器具等 下表の支給器具一覧から合計150ポイント以内で

※器具等の取り付けを確実にするため、すべての器具等の配送と取り付けについては、市の委託した業者が行います。器具等の支給のみの申請はお受けできません。

申し込み 7月1日(月)～令和2年1月31日(金)の午前9時～午後5時に、申請書に必要事項を記入し、直接防災課(市役所5階)

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

持ち物 印鑑、身体障害者手帳等(お持ちの方)

その他 先着順で受け付け、予定数量になりしだい終了します▼申請内容を審査のうえ、支給の可否を決定し、郵

器具名	ポイント
突っ張り棒 (2本1組) <茶、アイボリー> 家具から天井までの高さ25~35cm、35~50cm、50~80cm	60
突っ張り棒 (2本1組) <茶、アイボリー> 家具から天井までの高さ80~110cm	65
突っ張り棒補強あて板 (2枚1組)	30
ベルト式耐震金具 (2本1組)	15
家具転倒防止板 (2本入)	20
家具転倒防止具 (大2個、小2個入)	15
家具転倒防止器具 (2個1組)	30
キャビネット・ロッカー連結用 (4枚入)	25
冷蔵庫ストッパー (2本1組)	30
扉開放防止金具 (2組入)	15
薄型テレビ用耐震シート (6枚入)	25

器具の一例

家具転倒防止板 20ポイント



冷蔵庫ストッパー 30ポイント



突っ張り棒 60ポイント



薄型テレビ用耐震シート 25ポイント



送により通知します▼支給を決定した世帯には、委託業者が取り付けに伺います▼申請書・パンフレットは、総合案内(市役所1階)、各市民センター、中央図書館で配布します。また、市ホームページからダウンロードもできます。

備考 ①天井、壁、床、家具類の状況によっては取り付けができない場合がありますので、十分確認のうえ、申請してください。②突っ張り棒は、家具類から天井までの高さによって器具が異なりますので、高さの確認のうえ、申請してください。高さがちょうど35cm、50cm、80cmの場合には、1つ上のサイズを指定してください。③器具によっては、取り付けの際に家具や壁面等に穴を開けることがあります。④賃貸住宅等にお住まいの方は、家主、住宅管理者の承諾を得て、取り付けが可能であることを確認のうえ、申請してください。⑤器具等の取り付けは現状のまま行います。壁、天井、床、家具類に対する補強工事等は行いません。⑥器具等の取り付けを行うため、委託業者がご自宅に立ち入ります。

土砂災害対応訓練に合わせ 「緊急速報メール」を配信します

市では、土砂災害の発生が予想される場合に、住民の皆さんが安全に避難できるように、土砂災害対応訓練を実施します。

訓練では、大雨や長雨により土砂災害の危険性が高まっていることを想定し、自主避難訓練と、土砂災害の発生が危惧される地区を対象に避難勧告を発令します。なお、緊急速報メール(災害・避難情報を市内の携帯電話基地局エリアの範囲に滞在している方の携帯

「アラート(全国瞬時警報システム)による 防災無線での緊急地震速報訓練の実施

市では、アラート(災害時や武力攻撃の際に国から送られてくる緊急情報を瞬時に伝達するシステム)を使った訓練放送を行います。緊急地震速報を確認した際は、慌てず身をを守るための行動等、地震発生時の対応について再確認してください。皆さんのご理解をお願いします。

日時 6月18日(火) 午前10時ごろ
内容 市の防災行政無線から

飼い犬の登録と狂犬病予防注射

犬の飼い主には、飼犬の生涯1回の登録、鑑札の携帯、毎年4〜6月に狂犬病予防注射の接種を受けさせ、市に届け出を行うことが法律で義務づけられています。

犬の飼い主には、飼犬の生涯1回の登録、鑑札の携帯、毎年4〜6月に狂犬病予防注射の接種を受けさせ、市に届け出を行うことが法律で義務づけられています。

内容	手続き場所	費用
飼い犬の登録	環境政策課	3,000円
飼い犬の所在地変更、飼い主の変更、飼い犬の死亡の届け出	環境政策課	無料
狂犬病予防注射	動物病院	動物病院へお問い合わせください。
狂犬病予防注射済票の交付※	環境政策課	550円

※要注射済証

飼い主のいない猫のための里親会

日時 6月22日(土) 午後1時〜3時
※小雨決行
会場 市役所西側出入口前
対象 猫の里親になりたい方、興味のある方
持ち物 住所・氏名が確認できる身分証明書
その他 里親会当日に、猫の引き渡しはできません。後日、団体からお届けします▼営利目的の方には譲渡できません▼詳細は、当日会場でご確認ください。

共催 おうめ猫の会
直接会場へお問い合わせ
環境政策課
問い合わせ
理係

小河内ダムからの放流に注意しましょう

小河内ダムでは、台風や豪雨などの影響で大量の水を多摩川へ放流することがあります。

放流時は、支流などから流れる水と合流して多摩川の水位が急上昇するため、非常に危険です。



詳細は、都水道局小河内貯水池管理事務所へお問い合わせください。

サイレン「50秒間鳴り、10秒間休止」のパターンを5回繰り返します。